事　務　連　絡
平成 30 年 2 月 14 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公私立大学担当課
各国公私立高等専門学校事務局　御中
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

弾道ミサイル発射に係る学校安全に関する学校設置者等の対応状況調査の結果について

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る学校設置者等や学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）における対応については，文部科学省から，「北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について」（平成 29 年９月８日付け事務連絡）や各種会議等を通じて周知しているところであり，各位におかれては，当該事務連絡等による取組を推進していただいているところです。

弾道ミサイル発射に係る学校安全に関する学校設置者等の対応について，「弾道ミサイル発射に係る学校安全に関する学校設置者等の対応状況調査について（依頼）」（平成 29 年 10 月 23 日付け事務連絡）（本調査は，都道府県教育委員会，指定都市教育委員会，市区町村教育委員会，私立学校主管課を対象に実施）により調査を実施いたしましたが，この度，結果を取りまとめましたので，「弾道ミサイル発射に係る学校安全に関する学校設置者等の対応状況調査について（概要）」（別添１）並びに「弾道ミサイル発射に係る学校安全に関する学校設置者等の主な取組事例」（別添２）を送付します。

調査結果では，各自治体の危機管理部局や関係機関（警察，消防，自衛隊，地域の関係団体等）との連携について，情報共有や連絡体制の確立に留まらず，登下校時の児童生徒の安全確保への協力，避難訓練の共同実施や危機管理マニュアル等の作成にあたり協議する等の事例も見られました。また，避難訓練の実施方法や児童生徒の安全確保体制について，運動会等の行事などの様々な場面を想定した避難訓練など地域の実情に合わせた様々な工夫や事例が見られました。一方，児童生徒の安全確保に係る適切な対応等について予め方針や方策を定めるとともにその定期的な見直しが必要である，児童生徒等への不安への配慮の仕方が難しいなど様々な御意見がありました。

文部科学省では，本調査結果も踏まえて，学校において危機管理マニュアルを作成する際に参考となる手引を改訂し，平成 29 年度中に完成・送付する予定です。手引のミサ

イル・テロ等の新たな安全上の課題に関する部分については，２月中には公表し，別途お知らせします。また，今後も関係の各種会議・通知等を通じて，随時，関連情報を周知していきます。なお，いただきました御意見については，関係部局等に共有し，参考とさせていただきます。

各位におかれては，今後も各自治体の危機管理部局と緊密に連携し，本調査における様々な事例等も参考にしながら，地域の実情に応じて対応の検討を行い，各学校において，弾道ミサイル発射に係る対応に関し，下記事項について適切に取り組まれるよう，改めて御指導等をお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては，所管の学校，各種学校及び域内の市町村教育委員会に対して，各都道府県私立学校主管課におかれては，所轄の学校法人，学校及び各種学校に対して，各国公立大学担当課におかれては附属学校に対して，構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等及び学校に対して，厚生労働省の専修学校主管課におかれては，所管の専修学校に対して，都道府県認定こども園主管課においては，域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して，周知されるようお願いします。

記

１　各学校において，当該自治体の国民保護計画を参考にしながら，校内だけでなく校外での授業も含め様々な状況を具体的に想定しつつ，地域の実情に応じた具体的な対応方策について検討し，危機管理マニュアル及び学校安全計画等の見直しを行っていくこと。その際，学校における避難訓練等も活用しながら，評価・改善を行うこと。

２　各学校において，Ｊアラート等を通じて緊急情報が発信された際の児童生徒等の避難誘導等の安全確保の方策について，全教職員で共通理解を図っておくこと。

３　学校の設置者等は，自治体の危機管理部局や関係機関（例えば，警察，消防，自衛隊等）と連携強化を図ること。

４　学校の設置者等は，自治体の危機管理部局と連携した避難訓練を推進すること。

（留意事項）

・児童生徒等の実態に応じた安全指導を行うこと。

・政府としては，国民の安心・安全の確保に万全を期しており，保護者，児童生徒等を必要以上に不安にさせることがないよう十分配慮すること。その際，例えば，児童生徒等の発達段階に応じて，Ｊアラートによる情報伝達や避難訓練の趣旨を正しく理解させることが考えられる。

・Ｊアラート等を通じて緊急情報が発信された場合における臨時休業の取扱いについては，学校の設置者と協議の上，あらかじめ定めておくこと。また，始業前や登下校中，登校後の児童生徒等のとるべき行動については，「北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について」（平成 29 年 9 月 8 日付け事務連絡）等を踏まえつつ，本調査結果も参考にして，地域の実情に応じて検討し，あらかじめ周知しておくこと。

※本件に関する学校における取組状況については，平成 30 年度に「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」（平成 29 年度実績）において，調査する予定です。

【関連通知等】

○「北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について」（平成 29 年９月８日付け事務連絡）

○「北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による情報伝達について」（平成 29 年９月 15 日け事務連絡）

【問合せ先】
文部科学省初等中等教育局　健康教育・食育課交通安全係
tel：03-5253-4111（2695）fax：03-6734-3794

弾道ミサイル発射に係る学校安全に関する学校設置者等の対応状況調査について（概要）

１　調査の内容

(1)　調査期間

平成 29 年 10 月 23 日～平成 29 年 11 月 8 日

(2)　調査対象

学校設置者等(都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、私立学校主管課)

(3)　調査目的

弾道ミサイル発射に係る学校安全に関する対応状況を調査することで、回答者である学校設置者等の一層の取組を促すとともに、収集した全国の事例を周知することで、学校等における適切な対応についての学校設置者等による指導の充実を図る。

(4)　調査内容

調査時点における学校設置者等及び所管（所轄）の学校の弾道ミサイル発射に係る学校安全に関する対応状況について、学校設置者等で把握している範囲において選択式及び記述式の調査を実施

※　学校とは、国公私立の小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、専修学校（平成 29 年 10 月 1 日現在で設置されているもの）。

※　学校設置者等が、所管（所轄）の学校に調査を行った結果ではないことに留意

(5)　回答率

○　都道府県教育委員会・私立学校主管課：100％

○　市区町村教育委員会：92.4％（1,601 教育委員会）

２　調査結果（※端数処理の関係で合計値がずれるところがある）

(1)　弾道ミサイルが発射された場合の学校の対応に関して、学校設置者等と自治体の危機管理部局や関係機関（警察、消防、自衛隊、地域の関係団体等）との連携（検討中を含む）について

①　自治体の危機管理部局と連携している（検討中（本年度中）を含む）学校設置者等の割合

【都道府県教育委員会】		９３．６％
連携している	９１．５％	
連携を検討中（本年度中）	２．１％	
【市区町村教育委員会】		８８．６％
連携している	６６．９％	
連携を検討中（本年度中）	２１．７％	
【私立学校主管課】		５７．４％
連携している	５７．４％	
連携を検討中（本年度中）	０％	

※　その他、今後検討する、行動計画を策定時に連携を検討、教育委員会単独で対応しているなどの回答あり。

【主な連携内容】

情報伝達体制の確立、避難訓練の実施、教職員等を対象とした国民保護計画に係る説明会の実施、対策会議への教育長等の参加、危機管理マニュアルなど児童生徒等の安全確保の対応指針作成にあたって協議した等

② 自治体の危機管理部局以外の関係機関と連携している(検討中(本年度中)を含む)学校設置者等の割合

【都道府県教育委員会】---------- ３１．９％

〔主な連携先〕警察、消防、自衛隊、県庁各部局等

連携している　１４．９％

連携を検討中（本年度中）　１７．０％

【市区町村教育委員会】---------- ５３．５％

〔主な連携先〕警察、消防、自衛隊、自治会、ＰＴＡ
交通機関等

連携している　１３．６％

連携を検討中（本年度中）　４０．０％

【私立学校主管課】---------- １７．０％

〔主な連携先〕教育委員会、公立学校等

連携している　１２．８％

連携を検討中（本年度中）　４．３％

※　その他、今後検討、危機管理部局を通じて連携などの回答あり。

【主な連携先と連携内容】

①　警察、消防、自衛隊、海上保安庁

→　日常の情報共有や緊急連絡体制の確認、避難訓練等の共同実施・指導助言・協力等

②　町内会・自治会、消防団、地域団体（防犯協会等）、ＰＴＡ、子供見守り隊等のボランティア団体、地域住民、商工会、電力会社等

→　緊急時の連絡・協力体制の確認、避難訓練の共同実施、情報共有、登下校中の児童生徒等の避難など安全確保への協力依頼等

③　スクールバス運行会社、鉄道会社、バス会社等

→　緊急時の通学バス・電車、スクールバスの運行や安全対策について協議

④　自治体内他部局（市民活動課、防災担当課、都市整備課、保育等担当課等）

→　地域で非常時における子供の見守りや避難誘導を行う連絡体制の確認、児童生徒等の避難場所等に係る相談、通学時のバス等の対応の確認、緊急時の対応の共有等

⑤　その他

地元ＦＭラジオ局に対し、弾道ミサイルが発射された場合、児童生徒等の登下校に係る情報の緊急放送を依頼

③　国民保護法第37条（市区町村は39条）における各自治体の協議会に教育長等が参加している割合（私立学校主管課は調査対象外）

【都道府県教育委員会】----------　９５．７％

【市区町村教育委員会】----------　６９．０％

※都道府県国民保護協議会の構成員は、指定地方行政機関の長又は職員、自衛隊に所属する者、副知事、教育長、警察本部長その他の都道府県職員、区域内の市町村の長及び消防長、指定公共機関又は指定地方公共機関の役職員、知識又は経験を有する者のうちから都道府県知事が任命する。

※市町村国民保護協議会の構成員は、指定地方行政機関の職員、自衛隊に所属する者、都道府県の職員、助役、教育長、消防長その他の市町村職員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役職員、知識又は経験を有する者のうちから市町村長が任命する。

④　関係会議等を開催（参加）した（検討中（本年度中を含む））の学校設置者等の割合

【都道府県教育委員会】----------　５１．１％

開催（参加）した　４４．７％

開催（参加）を検討中（本年度中）　６．４％

【市区町村教育委員会】----------　４３．８％

開催（参加）した　１０．５％

開催（参加）を検討中（本年度中）　３３．４％

【私 立 学 校 主 管 課】----------　１９．１％

開催（参加）した　１７．０％

開催（参加）を検討中（本年度中）　２．１％

※　弾道ミサイル対応に特化した会議のほか、既存の危機管理関係会議、防災関係会議、学校安全関係会議、校長会、地域の安全確保に係る会議等を活用し、弾道ミサイルが発射された場合の対応等について協議しているとの回答があった。

※　また、その他、今後検討予定、既存会議で検討予定、会議形式ではなく個別に対応等を協議するなどの回答があった。

(2) 弾道ミサイルに関する学校の避難訓練の実施状況等について

○ 避難訓練を実施または参加した（予定を含む）学校を把握している学校設置者等の割合　※複数回答あり

【都道府県教育委員会】---------- ２３．４％
　実施（参加）した学校を把握　１７．０％
　実施（参加）予定の学校を把握　１０．６％

【市区町村教育委員会】---------- ３１．７％
　実施（参加）した学校を把握　２２．６％
　実施（参加）予定の学校を把握　１８．２％

【私立学校主管課】---------- １０．６％
　実施（参加）した学校を把握　６．４％
　実施（参加）予定の学校を把握　６．４％

【学校における避難訓練等の主な内容について】

① 自治体単位の避難訓練への参加
　自治体の情報伝達訓練に合わせて流れる防災無線を活用して学校独自で避難訓練を実施　等

② 抜き打ちでの避難訓練の実施
　事前に日時等を告げず、避難訓練を実施　等

③ 様々な場面を想定した避難訓練
　昼休み・運動会・校外学習・ＰＴＡ主催のイベントや特別支援学校の寄宿舎など様々な場面を想定した避難訓練の実施、定例の保護者への引き渡し下校訓練等の活用　等

④ その他
　予め取るべき行動をビデオ撮影したものを教師間で共有してから訓練を実施、避難訓練時の教師の動きについて事後に評価を実施、国民保護に係る警報のサイレン音や具体的な避難方法について指導　等

【避難訓練で判明した課題や避難方法・取扱い等を修正した主な内容について】

① 登下校時の課題・対応
　通学路に頑丈な建物が少ない、登下校中の児童生徒等への情報伝達や居場所の把握が困難、避難誘導等に係る地域住民の協力が必要などの課題が挙げられた一方で、避難できる場所を地域住民と一緒に総点検する予定、すでに地域住民に協力を依頼した、子ども１１０番の家等を避難場所として活用するよう指導したなどの対応をとっている学校も見られた。

② 在校時の課題・対応
　屋外から屋内への避難時に児童が殺到し危険な箇所があることや、避難経路等に窓ガラスが多いこと、休憩時間や部活中など児童生徒等が教室にいない場合を踏まえた適切な避難場所の検討が必要など新たな課題が判明した学校があるほか、防火戸扉を利用した避難方法や訓練結果を踏まえて避難場所を変更するなど工夫しながら対応をとっている学校も見られた。

③ その他
　学校内にサイレン音が聞こえない場所がある、運動会等保護者が参加する行事の際の避難場所確保の必要性、児童生徒等への不安への配慮の必要性など。

(3)　Ｊアラート等を通じて緊急情報が発信された場合における学校設置者等と学校との間の事前の取り決め（臨時休業、登校時間、退避行動等）について

①　Ｊアラート等を通じて緊急情報が発信された場合において学校との間で取り決めを定めた教育委員会の割合

【都道府県教育委員会】----------　８５．１％

（取り決めに至る経緯）

協議を行わず教育委員会で対応を整理し、学校へ周知　６１．７％

学校と協議を行って取り決めを定めた　８．５％

その他（校長会等と協議等）　１４．９％

【市区町村教育委員会】----------　６６．６％

（取り決めに至る経緯）

協議を行わず教育委員会で対応を整理し、学校へ周知　１８．７％

学校と協議を行って取り決めを定めた　２８．７％

都道府県教育委員会が定めた方針に従って、学校へ周知　１６．６％

その他（校長会等と協議等）　２．６％

②　Ｊアラート等を通じて緊急情報が発信された場合における学校との間の取り決めを定めていない教育委員会の割合

【都道府県教育委員会】----------　１４．９％

取り決めについて現在、協議中または協議予定　８．５％

その他（学校長が判断等）　６．４％

【市区町村教育委員会】----------　３３．１％

取り決めについて現在、協議中または協議予定　２６．７％

その他（各校の判断を原則とする、学校の実情に差があり一律の取り決めが困難、県立学校の対応を踏まえて周知予定等）　６．４％

③　Ｊアラート等を通じて緊急情報が発信された場合における対応の方針等を策定（検討中を含む）している所轄学校を把握している私立学校主管課の割合

【私立学校主管課】----------　１２．８％

策定した学校を把握している　４．３％

策定を検討中の学校を把握している　８．５％

※　私立学校主管課として、県立学校の対応方針を参考配布したり、学校運営の調査時等の機会をとらえて、ミサイル発射時の対応に関する危機管理マニュアルの更新や対応方針の策定を依頼している例も見られた。

【Ｊアラート等を通じて緊急情報が発信された場合の教育委員会と学校との間の主な事前の取り決め内容について】

学校設置者との協議の結果、緊急時の対応として学校長の判断に委ねた教育委員会もあったが、多くの教育委員会では、学校と協議する中で、「北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について」（平成 29 年９月８日付け事務連絡）に記載された内容を基本としつつ、それらに加えて臨時休業や登下校時の判断基準を具体的に示すなど、地域の実情に合わせた対応を取り決めている事例が見られた。学校との間で行った協議内容は、大きく分けて以下の３つに分けられる。

① 在校中の対応・避難行動等に関すること
② 登下校中の避難行動等に関すること
③ 始業前の判断（臨時休業・自宅待機等）

〔主な取り決め例〕

① 在校中の対応・避難行動等に関すること
- ○ 速やかに校舎内に避難し、教室のカーテンを閉め、できるだけ窓から離れてしゃがみ、頭部、耳、目を守るよう避難行動をとり、校舎内待機とする。
- ○ 下校は、通学路の安全が確認された後とし、保護者への引き渡しや集団下校となる場合もある。 など
- ○ 学校行事については、その内容に応じて、各学校が、事前に行事中の避難の流れを作成し、児童生徒等・保護者・参加者に対してあらかじめ周知する。

② 登下校中の避難行動等に関すること
- ○ 保護者・地域（子ども 110 番の家、近くの民家、各事業所など）の協力により、児童生徒等に緊急情報を知らせるとともに、安全が確認（日本上空を通過）されるまで避難させてもらう。
- ○ バス乗車中の児童生徒等は、運転手の指示に従う。
- ○ 安全の確認が必要な場合は、弾道ミサイル通過後等に教職員自身の安全に留意しながら通学路を巡回し、児童生徒等を学校に誘導。下校途中の場合は、自宅・家庭であらかじめ決めておいた場所・学校などに児童生徒等を誘導 など

③ 始業前の判断（臨時休業・自宅待機等）
- ○ 領土・領海に落下する可能性があるとの緊急情報が発信された場合は、臨時休業とする。
- ○ 登下校の判断は、市の方針を踏まえ、教育委員会と小・中校長会長で判断し、各校長・教頭にメールにて一斉に配信
- ○ 教育委員会と連携をとりながら、学校長の判断で行う。
- ○ 保護者に対し、各家庭で予め対応を取り決めておくよう依頼し、出欠や登校する場合の時刻の判断は保護者に委ねる。欠席した場合は出席停止とし、遅刻した場合は遅刻とみなさない。（不利益とならないように扱う）など
- ○ 午前６時４５分～７時３０分の間に、Ｊアラートによる緊急情報が発信された場合、自宅待機とし、安全が確認されたら１時間遅れの登校とする。

(4) 弾道ミサイルが発射された場合の学校の対応について危機管理マニュアル及び学校安全計画へ反映した（反映中・検討中を含む）学校の把握状況について

○ 危機管理マニュアル、学校安全計画のいずれか又は両方へ反映した又は反映中（検討中を含む）の学校を把握している学校設置者等の割合

※複数回答あり

【都道府県教育委員会】		２９．８％
反映した学校を把握	２１．３％	
反映中（検討中）の学校を把握	１９．１％	
【市区町村教育委員会】		４１．５％
反映した学校を把握	１９．１％	
反映中（検討中）の学校を把握	３３．５％	
【私立学校主管課】		１０．６％
反映した学校を把握	１０．６％	
反映中（検討中）の学校を把握	１０．６％	

【弾道ミサイル発射に係る学校安全の取組に関して、保護者や児童生徒等を必要以上に不安にさせないように配慮したことについて（主な内容）】

○　具体的な行動の方法等について、平易な用語を使用した児童生徒等用の文書を作成したり、イラストを用いた資料を作成

○　避難行動や臨時休業の判断基準について各学校から保護者宛てに通知できるようひな形を作成

○　保護者に対し、学校長から直接対応策等の説明を実施

○　緊急速報メール等により、登校前や登校中、学校にいるときなど、場面ごとの対応について、分かりやすく緊急情報を周知する旨の文書を発出　など

【弾道ミサイル発射に係る学校安全の取組に関して、保護者や児童生徒等からの反応等について（主な内容）】

○　通学中の小学生が下級生を世話しながら避難誘導していたなど、児童が主体的に行動している事例があった。

○　地域住民が通学中の児童生徒等を避難させたり、登下校中の場合は「子ども110番の家」へ避難させることを取り決めるなど、地域と学校との連携が図られている事例があった。

○　「対策がはっきりと示され、不安が軽減した」との意見があった。

○　弾道ミサイル対応について家庭で話合うよう学校から依頼。多くの保護者は関心が高く、話合いがもたれ、その結果を学校で把握することができた。など

【弾道ミサイル発射に係る学校安全の取組に関する意見等について（主な内容）】

○　情報伝達機能が麻痺した場合には、対応の自己判断が重要になってくる。行政の関係各課とより詳細な協議と決定事項の見直しを定期的に行っていかなければならないと感じている。

○　自然災害とは異なり、国際情勢に関わることなので、Ｊアラートの意味合いやその背景を説明する際には、発達段階を考慮しなければならない。児童の疑問に対して、適切に回答する知識や教職員間での共通理解が必要である。　など

（参考） 別添２

弾道ミサイル発射に係る学校安全に関する学校設置者等の主な取組事例

１①　学校設置者等と自治体の危機管理部局の連携内容について

○　緊急時の情報伝達体制について確認
○　危機管理部局が中心となり、自治体単位での連携した避難訓練を実施
○　教職員等を対象とした国民保護計画に係る説明会を実施
○　危機管理部局主催の対策会議への教育長、教育委員会担当者等の参加
○　危機管理マニュアルなど児童生徒等の安全確保の対応指針を連携して作成

１②　学校設置者等と自治体の危機管理部局以外の連携先及び連携内容について

【警察、消防、自衛隊、海上保安庁との連携(危機管理部局を通じた連携も含む)】

○　日常の情報共有や緊急連絡体制の確認、避難訓練の共同実施、学校の避難訓練での指導助言や協力、関連の学習会・説明会等に講師として招聘
○　警報の伝達、避難住民の誘導、被害が出た場合の応急処置、消防活動等に係る連携
○　緊急時のスクールバスの運行状況を消防の協力により防災無線で住民に周知

【町内会・自治会、消防団、地域団体（防犯協会等）、ＰＴＡ、子供見守り隊等のボランティア団体、地域住民、商工会、電力会社等との連携】

○　緊急時の連絡・協力体制の確認、避難訓練の共同実施、情報共有
○　登下校中の児童生徒等の安全確保（避難・声かけ等）への協力依頼等

【スクールバス運行会社、鉄道会社等との連携】

○　緊急時の通学バス・電車、スクールバスの運行や安全対策について協議

【自治体内の他部局との連携】

○　非常時の子供の見守りや避難誘導の連絡体制の確認（市民活動担当局）、児童生徒等の避難場所等に係る相談（防災部局）、通学時のバス等の対応の確認（交通部局）、緊急時の対応の共有等（保育部局）
○　私学主管課と教育委員会とで、情報発信・学校行事等の対応をそろえる

【その他】

○　地元ＦＭラジオ局に対し、弾道ミサイルが発射された場合、児童生徒等の登下校に係る情報の緊急放送を依頼

１④　学校設置者等が開催（参加）した関係会議等の概要について

【弾道ミサイル関係会議】

＜構成員＞知事部局（危機管理、防災部局等）、警察、消防、首長、市区町村担当者、教育長、学校長等、教育委員会・学校担当者、社会福祉協議会長など

【危機管理関係会議】

＜構成員＞知事部局（危機管理部局等）、市長、警察、消防、自衛隊、市区町村防災担当課、市区町村危機管理担当課など

【その他】

防災関係会議、学校安全関係会議、校長会、地域の安全確保に係る会議など、他の目的で開催される会議を活用して、対応等を協議している自治体もある。

（２）－１　学校が実施または参加した避難訓練等の内容について

【自治体単位の避難訓練への参加】

○　自治体で実施する情報伝達訓練に合わせて、全校で避難訓練を実施。生徒たちに防災無線を受けてどのように対応するか予め考えさせた上で、訓練を実施

【抜き打ちの避難訓練の実施】

○　事前に日時等を告げず、全校生徒を対象に避難訓練を実施

○　児童には１週間以内の実施を予告した上で、昼休みに避難訓練を実施

【様々な場面を想定した避難訓練の実施】

○　運動会等を想定し、屋内への避難訓練(保護者を含めた事例もあり）を実施

○　ＰＴＡ主催の親子キャンプの際に、親子で体育館への避難訓練を実施

○　昼休みや校外学習時に避難訓練を実施

○　保護者への引き渡し下校訓練の中で、弾道ミサイル発射時の対応を周知

○　特別支援学校で寄宿舎の児童生徒等を対象に避難訓練を実施

【その他】

○　あるクラスでの訓練の様子をビデオ撮影し、教職員間で共有後、各学年で避難訓練を実施

○　避難訓練実施後、教師の動きの評価を実施

○　全校児童に、国民保護に係る警報のサイレンの音を実際に聞かせ、屋内・屋外・登下校時のそれぞれの避難方法について指導

○　避難行動に関し、自衛隊関係者からの講義を実施予定（子供と保護者も参加）

（２）－２　避難訓練等で判明した課題や避難方法・取扱い等を修正した内容について

【登下校時の対応における課題・対応】

○　通学路に頑丈な建物が少ないこと等から、避難可能な場所の総点検を地域住民と実施予定

○　児童生徒等の居場所の把握や、サイレン音が聞えない場所があるなど情報伝達が困難。避難に適した場所の確保、周知（子ども 110 番の家の活用等）を実施するとともに、市・学校から地域住民へ、児童生徒等の避難に係る協力を依頼

○　特別支援学校の児童生徒等が、スクールバスに乗車しているとき、乗降に時間がかかるなど、教職員等が車外の安全な場所へ避難させることが困難

○　スクールバスの運転手に、情報収集のため、常時ラジオをつけるよう指導

○　バス運転手が乗車中の児童生徒等に適切に指示を出すようバス会社に依頼

【在校時の避難行動に係る課題・対応】

○　以下の課題が判明したことから、適切な避難場所の検討や避難訓練が必要

・屋外から屋内への避難時に昇降口など児童が殺到し危険な箇所があること

・避難経路等に窓ガラスが多いこと、窓のない部屋がプールの更衣室しかないこと

・休憩時間や部活中など児童生徒等が教室にいない場合についても検討が必要

・教室の中央で全員が伏せるには、広さが足りず困難であること

○　訓練結果を踏まえて、分散避難、年齢に応じた避難場所の設定、安全性を考慮し体育館から渡り廊下への避難場所の変更等の改善を行った。

○　避難場所の点検を行い、安全が確保できる場所に避難場所のマークを掲示

○　教室により窓の配置等が異なるため、避難方法を教室ごとに検討

○　防火扉を活用して避難場所の安全性を高めたり、避難場所に素早く避難するため、開錠担当にドアの合鍵を配付したりするなど工夫した。

【情報伝達に係る課題・対応】
○　学校内にサイレンが聞えない場所がある。また、聞こえにくい教室等ではドアや窓を直ちに開ける必要がある。
○　通信機器の整備など教員間の連絡方法の確保が必要
【行事等様々な場面における課題・対応】
○　運動会など、保護者が多数参加している学校行事の際は、避難場所のキャパシティが足りないことが判明。事前の打ち合わせや連絡が必要
○　運動会の練習中に訓練したところ、校舎入口の開錠や点呼に時間を要したため、改善策を検討した。
○　部活動の大会等では、避難や連絡体制について事前に主催者等へ依頼が必要
○　修学旅行など、学校を離れた活動における連絡体制の見直しを実施
【十分な理解の促進、心のケア等の必要性】
○　避難行動に戸惑いがあるので、Ｊアラート等について学習することが必要
○　訓練で体調を崩したり、震災の記憶が蘇る児童生徒等がいるため、配慮が必要
【その他】
○　意識と避難速度の向上、具体的な行動に繋がる訓練計画の企画・立案が急務
○　津波・地震等の訓練同様、日常的に様々な場面で継続・反復した指導が必要

（３）③　Ｊアラート等を通じて緊急情報が発信された場合における教育委員会と学校との間の事前の取り決め内容について

【在校中の対応・避難行動等に関すること】
○　速やかに校舎内に避難し、教室のカーテンを閉め、できるだけ窓から離れてしゃがみ、頭部、耳、目を守るよう避難行動をとり、校舎内待機とする。
○　学校と教育委員会で下校の可否についての判断を協議する。
○　在校中の場合、原則学校待機。下校は、通学路の安全が確認された後とし、保護者への引き渡しや集団下校となる場合もある。これらの情報は、緊急メールによる連絡網等で伝える。
○　学校行事についてはその内容に応じて、各学校が、事前に行事中の避難の流れを作成し児童生徒等・保護者・参加者に対してあらかじめ周知する。
【登下校中の避難行動等に関すること】
○　保護者・地域（子ども 110 番の家、近くの民家、各事業所など）の協力により、児童生徒等に緊急情報を知らせるとともに、安全が確認（日本上空を通過）されるまで避難させてもらう。
○　バス乗車中の児童生徒等は、運転手の指示に従う。
○　安全の確認が必要な場合は、弾道ミサイル通過後等に教職員自身の安全に留意しながら通学路を巡回し、児童生徒等を学校に誘導。下校途中の場合は、自宅・家庭であらかじめ決めておいた場所・学校などに児童生徒等を誘導
【始業前の判断（臨時休業・自宅待機等）】
＜弾頭ミサイル発射の状況を踏まえた臨時休業・自宅待機の判断＞
○　臨時休業とする場合の取り決め例
・領土・領海に落下する可能性があるとの緊急情報が発信された場合
・近隣県や県域に着弾した場合
・午前１１時までに安全が確保されていない場合は、臨時休業。テレビ・ラジオ等により安全確保が確認できれば登校

＜教育委員会等による臨時休業の判断＞

○　臨時休業や児童生徒等の一時的な自宅待機・解除、登校時刻等については、市町村教育委員会が判断を行い、各校へ周知（メール配信、HP への掲載等）。

○　登下校の判断は、市の方針を踏まえ、教育委員会と小・中校長会長で判断し、各校長・教頭にメールにて一斉に配信

＜学校長による臨時休業の判断＞

○　教育委員会と連携をとりながら、学校長の判断で行う。

○　原則として学校長の判断に委ねるが、市全体として統一の対応をとる場合は、教育委員会より緊急メールを送信

○　時間的余裕がない場合は、学校長の判断とし、ミサイル通過後は、教育委員会が学校長へ指示

＜自宅待機等＞

○　保護者に対し、各家庭で予め対応を取り決めておくよう依頼し、出欠や登校する場合の時刻の判断は保護者に委ねる。欠席した場合は出席停止とし、遅刻した場合は遅刻とみなさない。（不利益とならないように扱う）

○　午前６時４５分～７時３０分の間に、Ｊアラート等を通じて緊急情報が発信された場合、自宅待機とし、安全が確認されたら１時間遅れの登校とする。

○　「ミサイル通過情報」が発信された時点で、「自宅待機」を解除

○　安全に登校できることが確認された段階で、各学校から登校を開始する旨を連絡メールや HP で保護者に知らせ、児童生徒等を登校させる。

【その他】

○　「子供(保護者)」、「学校(教職員)」に分けて対応を整理。また、早朝・登校中・課業中・下校中・下校後・深夜と時間帯別に対応を整理し、周知

◎　弾道ミサイル発射に係る学校安全の取組に関して、保護者や児童生徒等を必要以上に不安にさせないように配慮したことについて

【児童生徒等への周知】

○　具体的な行動の方法等について、平易な用語を使用した児童生徒用の文書を作成したり、イラストを用いた資料を作成

○　全校集会、ホームルーム等での指導内容を作成し、学校に通知

○　全児童生徒に同時に同じ内容を伝え、誤解や不安を招かないように配慮

○　周囲に頑丈な建物がない時は、木造であっても近隣の建物の中に避難するよう指導

【家庭への周知】

○　教育委員会と校長会で協議した内容を対応マニュアルとして各家庭に配付

○　避難行動や臨時休業の判断基準について、各学校から保護者宛てに通知できるよう、ひな形を作成

○　外国人児童生徒等の家庭への周知のため、スペイン語、ポルトガル語、英語版の保護者宛て通知を作成し、冷静に対応できるよう配慮

○　保護者に対し、学校長から直接対応策等の説明を実施

○　緊急速報メール等により、登校前や登校中、学校にいるときなど、場面ごとの対応について、分かりやすく緊急情報を周知する旨の文書を発出

【その他の工夫】

○　避難訓練の実施に際しては、発達段階に応じた指導を担任から実施

○　学校に対し、外国籍等の児童生徒等への配慮を指示した。指導の言葉に留意するとともに、指導後、教師全体で注意深く見守るようにした。

◎　弾道ミサイル発射に係る学校安全の取組に関して、保護者や児童生徒等からの反応等について

【登下校・避難関係】

○　小学生の集団登校班の班長が、班員の世話をしながらトンネル内や駅舎に避難していたなど、児童が主体的に行動している事例があった。

○　地域住民が通学中の児童生徒等を自宅に避難させたり、登下校中の場合には「子ども 110 番の家」へ避難させることを取り決めるなど、地域と学校との連携が図られている事例があった。

○　緊急情報を入手する手段がないことを逆手に取り、虚偽の情報を伝え、連れ去るような事案が起こりうるのではないかとの意見があった。

【不安・配慮関係】

○　震災その他によるＰＴＳＤ等により、避難訓練の際のサイレン（Ｊアラートも同様）等大きな音に精神的に不安定になる生徒に対し、特別支援員や養護助教諭等が中心となって保健室対応とした。

○　「対策がはっきりと示され、不安が軽減した」との意見があった。

【その他】

○　弾道ミサイル発射に関する避難訓練・保護者引き渡し訓練を実施したことについて、喫緊の課題への素早い対応として保護者から評価する声が多かった。

○　弾道ミサイル対応について家庭で話合うよう学校から依頼。多くの保護者は関心が高く、話合いがもたれ、その結果を学校で把握することができた。

◎　弾道ミサイル発射に係る学校安全の取組に関する意見について

○　ミサイル発射時の対応（臨時休業等）を市町単位で決定すると、近隣の市町との間で対応に違いが出ることがあり、保護者や地域住民等の混乱を招くおそれがある。県単位で、統一の対応方針が示すことも必要

○　事態が大きくなった場合には、市教育委員会よりは市、市よりは県といった上部の判断にゆだねられることが大きくなる反面、情報伝達機能が麻痺した場合には、それぞれでの自己判断が重要になる。行政の関係各課と、より詳細な協議と決定事項の見直しを定期的に行っていかなければならないと感じている。

○　自然災害とは異なり、国際情勢に関わることなので、Ｊアラートの意味合いやその背景を説明する際には、発達段階を考慮しなければならない。児童の疑問に対して、適切に回答する知識や教職員間での共通理解が必要である。